

令和4年度黒部市障がい者就労施設等優先調達方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進し、もって障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資するため、下記のとおり調達方針を定める。

1 方針の適用範囲

この方針は、黒部市のすべての組織（市の予算を財源に事業を実施するための協議会等を含む）を対象とする。

2 調達対象施設等及び物品等

この方針の対象施設等は、法第2条第4項に規定する障害者就労施設等（以下「施設等」という。）とする。また、対象とする物品等は施設等が供給するものとする（別紙参照）。

3 物品等の調達目標

- (1) 調達目標は、物品及び役務のそれぞれについて、前年度の調達実績から算定した基準額（以下「調達目標基準額」という。）を上回るものとし、令和4年度の調達目標額は9,464千円（物品696千円、役務8,768千円）とする。
- (2) 調達目標基準額は、市が販売場所の提供等により間接的に便宜供与した場合の売り上げ及び単年度に限った事業等のために調達した額を含めないものとする。

<参考：前年度調達実績額及び令和4年度調達目標基準額>

前年度調達実績額 9,053,191円（物品：698,367円、役務：8,354,824円）

令和4年度調達目標基準額 9,011,864円（物品：662,100円、役務：8,349,764円）

4 調達の推進方法

- (1) 福祉課は、施設等が供給できる物品等の情報を収集し、市の各組織に情報提供を行う。
- (2) 市の各組織は、予算の適正な執行に留意しつつ、地方自治法施行令（昭和

22年政令第16号) 第167条の2 第1項第3号及び黒部市契約規則(平成18年規則第35号) 第44条の規定による随意契約を活用し、施設等の受注の機会の促進に努めるものとする。

(3) 市の各組織は、物品等の調達にあたり、施設等で就労する障がい者の特性等に留意し、納期の設定等について配慮するものとする。

5 公契約における障がい者の就業を促進するための措置

物品等の調達のほか、市が締結する契約において、障がい者である労働者を雇用している事業者に対する優先的な取扱い等について検討するものとする。

6 調達実績の取りまとめ、公表

調達実績は会計年度終了後に取りまとめ、市のホームページ等を通じて速やかに公表するものとする。

7 調達方針の管理及び運営

この調達方針の策定、管理及び運営は、市民福祉部福祉課において行う。

別紙

■物品・役務の品目分類

	品目	具体例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッダー)、資源回収・分別 など